

高齢者虐待防止のための指針

令和6年3月1日設定

特定非営利活動法人七彩

居宅介護支援事業所七彩

デイサービス七彩

事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

本指針の目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18年（2006年）4月1日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の養護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進する事としています。

本指針は、要介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「要介護施設」又は「要介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う行為（高齢者虐待防止法第2条第5項）及び高齢者虐待防止法第24条の規定により、老人福祉法及び介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとし、「虐待防止のための指針」として定めるものです。

また、「権利擁護マニュアル」「高齢者虐待防止マニュアル」との連動により更なる理解に繋げることを目指します。

1 虐待防止に関する基本的考え方

（以下、当法人）および当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれにつきましても行なわない事を約束致します（別表①参照）。

別表①

<< 虐待の種類 >>	
i 身体的虐待	高齢者の身体の外傷を生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ii 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
v 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

特に介護保険法においては、「人格尊重義務違反」が規定されており、高齢者虐待はまさに人格を尊重する義務に違反する行為であることから、虐待に関する事実確認については、同法「第三章 養介護施設従事者等による虐待への対応」に基づき、その権限を適切に行使する必要があります。

2 虐待防止に向けた体制

- (1) 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、事業所ごとに「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を組成し開かれた組織運営を目指します。

なお、本委員会の運営責任者は当施設の管理者および主任とし、当該者を以て、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）とみなします。この委員会は、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、または事務員等の多職種から必要と認められる者により構成します。
- (2) 事故や身体拘束廃止、人権、ハラスメント、苦情など、関係する職種や取り扱う事項が相互に関連している場合には、他の会議と一体的に行うことがあります。加えて当事業所に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して危機管理対策委員会を開催する場合があります。
- (3) 会議の開催にあたっては、緊急性、調査の迅速性、密行性が求められる場合があります。
- (4) 危機管理対策委員会は、月1回の事業所内会議で開催することを基本としますが、必要に応じて（緊急性のある場合等）担当者が招集することがあります。
- (5) 危機管理対策委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 危機管理対策委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告出来る体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- (2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ② 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- (3) 研修は、年2回行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

4 虐待又はその疑い（以下、虐待等）が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに組織的な対応に則り、市町村に通報、相談をします。またその要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 更に、緊急性の高い事案の場合には、市町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員などが他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口他外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、危機管理対策委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や報告の必要な方々等に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じると共に、社会福祉協議会対応の地域後見制度他の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口へ寄せられた内容につきましては、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 利用者様等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9 その他虐待の防止の推進

3に定める研修会のほか、滋賀県社会福祉協議会や滋賀県老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者様の権利擁護体制とサービスの質を低下させることのないよう常に研鑽を図ります。

(付則)

この指針は、令和6年3月1日より施行する。